

令和5年11月17日

福岡県新型コロナウイルス感染症事務局
(保健医療介護部がん感染症疾病対策課)
直通：092-643-3624
担当：大石、高田

無料検査に係る事業者の不正行為への対応について

- 県では、令和3年12月から令和5年5月まで、感染不安を感じる県民等を対象に新型コロナウイルスの無料検査を実施してきました。(別紙1のとおり)
- この間、事業者の登録を厳正に審査するとともに、登録後も抜き打ちの現地調査や追加調査を実施し、不適切な事例があれば指導を行い、補助金の申請取下げ・返還・自主廃止を促すなど、事業の適正な実施に努めてきました。(別紙2のとおり)
- 今般、これらの調査が終了し、不正行為が認められました。事業者の登録取消及び補助金の返還請求が完了した7事業者について、以下のとおり、お知らせします。
- なお、当該事業者が行ったPCR検査は全て衛生検査所や医療機関で実施され、抗原定性検査も薬事承認を受けた検査キットが使用されており、検査内容に問題はありませんでした。

<調査結果>

- (1) 登録取消・返還請求を行った事業者数：7事業者(下表のとおり)
- (2) 不適正額：394,588千円(返還請求額298,898千円 + 未交付額95,690千円)
- (3) 不正行為の内容
 - ① 架空請求等により補助金の交付を受けようとしたもの
 - ② 無料検査を登録事業所以外で実施したもの
 - ③ 無料検査の立会いを(一部)委託したもの
 - ④ 実在する医療機関になりすまし事業者登録を受けたもの

事業者 (所在地)	事業所	不正行為の 内容	不適正額	不適正額	
				返還請求額	未交付額
1. 一般社団法人九州厚生会(福岡市)	九州厚生会クリニック 他1か所	①, ②	29,200千円	0円	29,200千円
2. 株式会社抗加齢医学研究所(東京都)	抗加齢医学研究所 グローバルイノベーションセンター 他2か所	③	28,352千円	9,476千円	18,876千円
3. 医療法人福和会(福岡市)	筑豊PCR無料検査センター 他1か所	①, ②	38,631千円	20,447千円	18,184千円
4. 有限会社宝来(福岡市)	新型コロナPCR・抗原検査所西新商店街 他2か所	①, ③	172,174千円	154,730千円	17,444千円
5. 医療法人慈亮館(太宰府市)	無料PCR・抗原検査諸岡検査所 他5か所	①, ③	109,549千円	99,985千円	9,564千円
6. プレスクリニック銀座(東京都)	西新検査センター 他2か所	①	16,682千円	14,260千円	2,422千円
7. 不明*	こころPCR検査センター 他1か所	④			
計			394,588千円	298,898千円	95,690千円

※実在する医療機関になりすまし事業者登録を受け、事業を実施したため、実施者の詳細は不明。

無料検査事業について

(1) 事業の概要

- ① イベントや旅行等において陰性の結果通知を求められている方への検査
(令和3年12月24日～令和4年8月31日、令和4年12月24日～令和5年1月12日実施)
- ② 感染不安を感じる県民の方への検査
(令和3年12月26日～令和5年5月7日実施)

(2) 登録事業者数

374 事業者 (690 事業所)

(3) 期間中の検査数

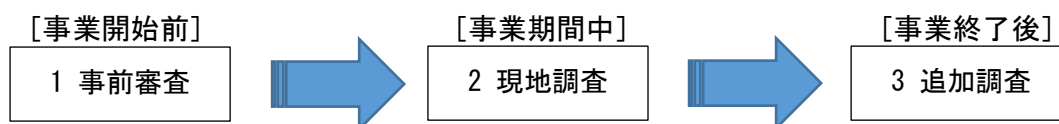
約 140 万回

(4) 補助金額

約 84 億 1,000 万円 (返還請求前)

本県における無料検査事業の適切な実施に係る事業者の調査について

【事業者への調査スキーム】



1 事業者登録における厳格な事前審査

以下の事前審査を行うことで、18 事業者（31 事業所）が申請を取り下げ、最終的には本県で登録した事業者は 374 事業者（690 事業所）。

○ 資格要件（医療機関・薬局・衛生検査所等）の確認

- ・ 医療機関・薬局：医療情報ネット・薬局情報ネット又は厚生局 HP で確認
- ・ 衛生検査所：関係課（医療指導課）・自治体に照会又は登録証明書で確認

○ 県外の事業者や医療機関・薬局の店舗以外で実施する事業者は、県の職員が担当者ヒアリングを行うとともに、管理者（院長等）本人への最終確認後に登録。

＜登録申請時の主な確認内容＞

- ・ 事業者の担当者は医療機関等に勤務する者か（仲介業者等ではないか）
- ・ 無料検査事業は医療機関等として実施するものか
（運営を委託していないか、管理者（院長等）が現場を管理できるか）
- ・ 抗原定性検査キットの調達先、PCR 検査等の委託先は妥当か
- ・ 陽性者への対応（案内、診断）は妥当か
- ・ スタッフへの研修計画は妥当か

※現地調査時に問題の多い事項を重点的に確認

参 考

東京都が補助金の交付決定取消を行った 11 事業者のうち、2 事業者（4 事業所）は本県でも登録申請を行っていたが、いずれも事前審査の過程で事業者等に問題があることを指摘した結果、事業者から申請の取り下げがあり、本県では登録していないことを確認。

2 事業期間中の現地調査

以下のような状況にある 25 事業者（33 事業所）に対し、延べ 44 回の抜き打ちの現地調査を実施し、不適切な事例があれば指導を行い、補助金の申請取下げ・返還・自主廃止を促すなど、5 事業者（8 事業所）は自主廃止、2 事業者（4 事業所）の登録を取消。

- 県外の事業者や医療機関・薬局の店舗以外で検査を実施する事業者の申請があった場合、登録後、1 週間程度で現地調査を実施。
- 県民等から事業所に関する情報提供があった場合はその都度、内容を確認し、必要に応じて現地調査等を実施。
- 事業者から提出される週次報告と感染状況（新規陽性者数）が相関していない場合や検査数が他事業所と比べて多い場合は現地調査を実施。

<現地調査時の主な確認内容>

- ・ スタッフの雇用
 - ・ 検査の模擬受検
 - ・ 実施場所の確認（検査を実施する事業所名及び所在地等が実施計画に記載されているとおりになっているか）
 - ・ 検査申込書の保管や枚数の確認（週次報告との乖離はないか） 等
- ※提出された検査申込書に疑義が生じた場合、受検者に架電

参 考

大阪府が補助金不適正事例として公表した 12 事業者のうち、1 事業者（1 事業所）は本県でも登録を行っていたが、現地調査の結果、自主廃止。

3 事業終了後の追加調査

事業終了後も事業者から提出される補助金の交付申請書を確認し、検査件数が他の事業者と比べて多いなど、以下のような疑義が生じた場合、事業者への追加調査を実施。

追加調査の結果、3 事業者（12 事業所）が不正行為をしていることが判明。

- 補助金の交付申請件数と検査申込書の枚数が合わない（架空請求）
- 同じ筆跡の検査申込書が複数枚ある（偽造）
- 検査の立会いを一部委託 等

<追加調査時の主な確認内容>

- ・ 交付申請の検査件数と検査申込書を突合
- ・ 検査申込書の筆跡確認
- ・ 複数回受検している者への架電
- ・ 検査の立会いスタッフへの架電及び雇用関係書類の確認 等